

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

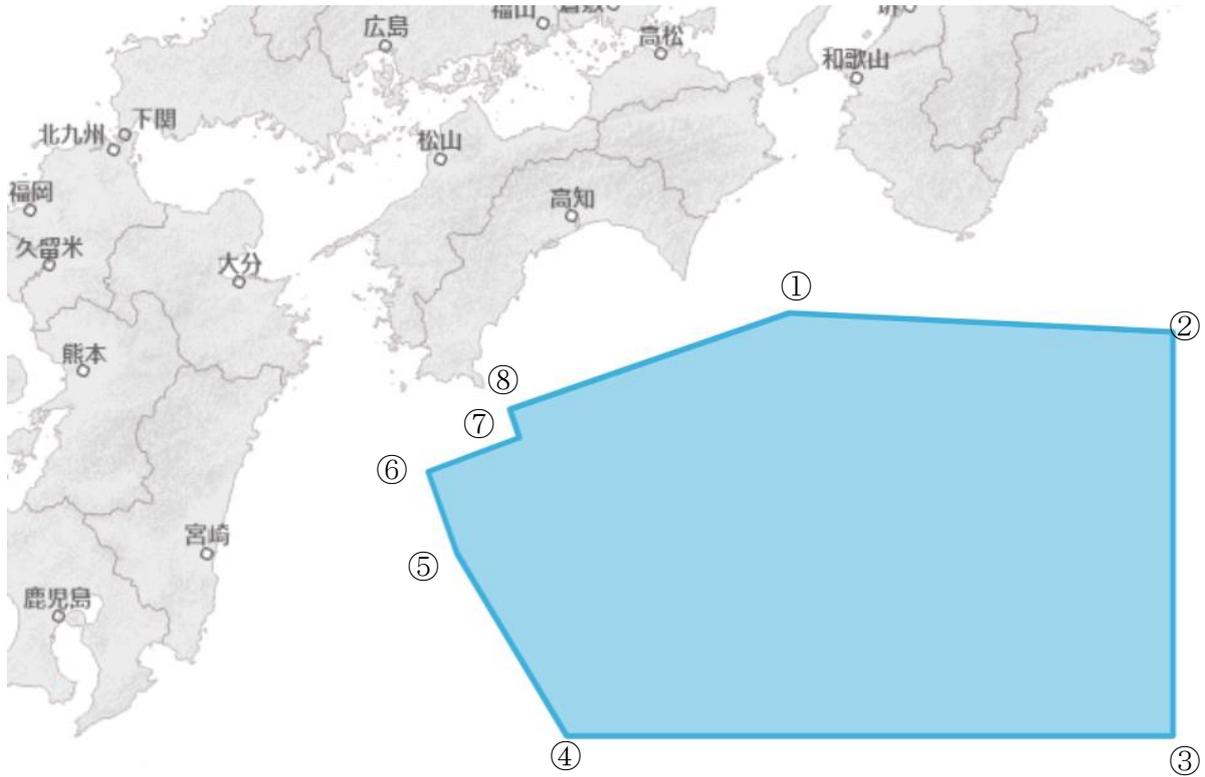
令和 8 年 3 月 9 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
 - 住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号
- 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域
高知沖海域（別添付図のとおり）
 - 期 間
令和 8 年 5 月 20 日～令和 8 年 6 月 23 日
- 水路測量の実施方法
音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定
- その他必要な事項
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



背景図：海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度	経度
1	33° 05' 17"	134° 47' 24"
2	33° 00' 00"	137° 00' 00"
3	31° 00' 00"	137° 00' 00"
4	31° 00' 00"	133° 30' 00"
5	31° 54' 55"	132° 52' 06"
6	32° 18' 52"	132° 41' 58"
7	32° 28' 32"	133° 13' 42"
8	32° 37' 00"	133° 10' 09"